

処分した廃棄物の種類と数量(令和7年度)

更新日 令和7年9月25日

単位:トン

処分した年月	種類	数量
令和 7 年 4月	可燃ごみ	7,524
令和 7 年 5月	可燃ごみ	7,938
令和 7 年 6月	可燃ごみ	1,466
令和 7 年 7月	可燃ごみ	8,114
令和 7 年 8月	可燃ごみ	9,083
令和 7 年 9月	可燃ごみ	
令和 7 年 10月	可燃ごみ	
令和 7 年 11月	可燃ごみ	
令和 7 年 12月	可燃ごみ	
令和 8 年 1月	可燃ごみ	
令和 8 年 2月	可燃ごみ	
令和 8 年 3月	可燃ごみ	

*** 葛岡工場の維持管理データ ***

2025年9月25日
令和7年度

維持管理項目	炉番号	測定項目 (単位)	基準値*1	令和7年								令和8年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
燃焼ガス温度及び一酸化炭素濃度 (連続記録計の各月平均値)	1号炉	燃焼室中の燃焼ガス温度(℃)	800以上	休炉	休炉	877	886	888						
		集じん器入口の燃焼ガス温度(℃)	200以下	休炉	休炉	170	170	170						
		排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	100以下	休炉	休炉	3	1	1						
	2号炉	燃焼室中の燃焼ガス温度(℃)	800以上	910	901	893	休炉	873						
		集じん器入口の燃焼ガス温度(℃)	200以下	170	170	170	休炉	170						
		排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	100以下	2	2	2	休炉	1						
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去に関する事項	1号炉	冷却設備	－	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施						
		排ガス処理設備	－	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施						
	2号炉	冷却設備	－	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施						
		排ガス処理設備	－	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施						

*1 基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)に基づく。

*2 ばいじんの除去は、冷却設備においてはスートブロワ、排ガス処理設備においてはバルスジェットによる払落しを行っている。

*** 葛岡工場の維持管理データ ***

令和7年度

維持管理項目	炉番号	測定項目 (単位)	基準値 ^{注1}	令和7年								令和8年			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度	1号炉	測定年月日		-	-	-	R7.7.10	R7.8.4							
		測定結果の得られた年月日		-	-	-	R7.8.22	R7.9.19							
		ばいじん濃度 (g/m ³ N)	0.08以下	-	-	-	<0.001	0.001							
		硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	測定ごと に算出	-	-	-	0.37	0.71							
		硫黄酸化物基準値 (m ³ N/h)		-	-	-	<170>	<170>							
		窒素酸化物濃度 (cm ³ /m ³ N)	250以下	-	-	-	93	99							
		塩化水素濃度 (mg/m ³ N)	700以下	-	-	-	9.9	6.5							
		ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1以下	-	-	-	0.0036	0.0013							
		測定位置		バグフィルター出口											
	2号炉	測定年月日		R7.4.8	R7.5.7	-	-	-							
		測定結果の得られた年月日		R7.5.20	R7.6.19	-	-	-							
		ばいじん濃度 (g/m ³ N)	0.08以下	<0.001	0.001	-	-	-							
		硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	測定ごと に算出	0.54	0.73	-	-	-							
		硫黄酸化物基準値 (m ³ N/h)		(170)	(170)	-	-	-							
		窒素酸化物濃度 (cm ³ /m ³ N)	250以下	100	110	-	-	-							
		塩化水素濃度 (mg/m ³ N)	700以下	11	8.7	-	-	-							
		ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1以下	0.00098	0.00091	-	-	-							
		測定位置		バグフィルター出口											

注1 ばい煙の基準値は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準値はダイオキシン類対策特別措置法に基づく。

注2 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。